

会 議 録

会 議 名		令和5年度 第2回 文化財保護委員会	
開 催 日 時		2023年(令和5年)7月24日(月) 午後6時30分～午後8時	
開 催 場 所		藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
			0
出 席 者	審議会等の長	鈴木 良明	
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳次郎、川地啓文、矢島律子	
	事 務 局	郷土歴史課 菊地課長 磯崎課長補佐 山出課長補佐 荒井上級主査 川口上級主査 芦葉担当 石井担当	
議題及び公開・非公開の別		<p>1 長生院の小栗判官関係資料の指定について(公開)</p> <p>2 社会教育事務の市長部局への移管について(公開)</p>	
非公開の理由			
審議等の概要		<p>議題1については、小栗判官関連資料等を市指定重要文化財に指定するに相応しいとの答申があった。</p> <p>議題2については、事務局からの報告後、質疑が行われた。</p> <p>会議の詳細については別紙のとおり</p>	
そ の 他			

会議録別紙

委員長

お暑い中でしたが、良い視察ができたのではないかと思います。それでは議事に入らせていただきたいと思います。お手元の次第をご覧ください。おわかりかと思いますが、「議題」と「その他」とございますが、まずは審議事項について説明していただきたいと思います。

審議事項としては、さきほど視察をさせていただきました長生院の小栗判官関係の資料を市の指定にという事がございます。この件に関して、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局

はい。では私の方からご説明させていただきます。

お手元の資料ですが、申請書が二つ、推薦書がそれぞれそれぞれについて1点という形になっております。内容的には今日現地視察でご覧になっていたものです。申請書の第1が、小栗判官関連資料一括というもので、今日ご覧になっていたものの資料と、それから資料をめぐっていただきまして、写真をご覧ください。

5ページの写真は長生院の方でガラスケースの中に入れていったもので、上空上人像です。それから崇寧通宝でしょうか。古銭ですね。6ページめぐっていただいて、これは宝物館の写真室でご覧になっていた鑑と轡です。

以下は宝物館館長からお話が出たものなのですが、長生院を今回調査をした中で、新たにこうしたものが確認されたというものの写真を貼ってあります。

めぐっていただきまして、その版木類が8ページ、9ページ、10ページ、11ページに掲載しています。これらの詳細につきましては推薦文の頭の方に、館長さんが書いていただいたのが細かく出ていますので、2ページ、3ページにですね、ご覧になっていただければいいかなと思います。ちょっと長文になりますので、いちいち読み上げることはいたしません。1ページの太文字になっている部分、これらを一括という形で、指定文化財に関係資料として指定できればいいのではないかと事務局の方では考えている次第です。

また今後の調査で別の資料が出てきた場合には、追加という形を取らせていただければと思います。とりあえず資料一括という形で推薦文をいただいております。

なお、申請書は先ほどご案内いただきました長生院の住職のお名前でお出されております。所有者管理者は長生院という形になるわけで

す。推薦文は宝物館館長にいただいております。これが一つ目の小栗判官関連資料一括です。

それからページをおめくりいただいて、先ほど御覧いただいた版木の後に、2件目の申請書がございます。こちらは先ほどご覧いただきました指定文化財のジャンルとしましては、史跡という形になります。長生院の庭にある、伝小栗判官主従・照手姫墓域というものです。仮称なので、何かいい名称の案があればご意見いただきたいのですが。

2枚目以降に推薦文を宝物館館長からいただいております。以下写真がついておりますのは先ほどご覧になっていた通りのものになります。こちらは、小栗伝承の真偽がいろいろ混ざっておりますので、歴史資料とかそういう形ではなく、また個々の石造物を文化財にするという形ではなく、墓域全体として伝承地という形で「伝」という言葉をつけまして、史跡として指定すれば今後とも一般に広められるのではないかと。

従来から墓域は公開されているのですが、現状ではほとんど知られておりませんが、最近整備されて綺麗になっております。また、ご住職も今までは、指定になることで、多勢入ってきて荒らされることを懸念していたのですが、その辺は十分注意するというにし、また一括資料の方も一般公開はしません。普段は非公開にいたします。もし指定ができた暁には日付を決めて、我々職員が立会いのもとに一般市民に公開するという形をとりたいと思います。

また先の話になるので確定はできないのですが、来年秋に、小栗判官の関係の展覧会を遊行寺の宝物館で予定しております。版木も何も全部並べる予定で、まとめて一般公開できるだろうと思っております。そのときに宮内庁が持っております小栗判官絵巻、岩佐又兵衛が描いたものなのですが、その内の何巻かをお借りするように調整をしております、これも全国的に有名なものですので、それも併せて公開できるのではないかと。そうすればかなりの規模の展覧会として、小栗判官関係の展示ができるだろうと思っております。これは市民に限らず、広くアピールができるのではないかなと思っております。

その前提としまして、今年度この2件を指定したいと思っております。今日現地でご覧になっていただいたことも踏まえて、指定にふさわしいかどうかご審議いただければと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 はい、ありがとうございます。ただいまご説明の件につきましてですね。市の指定文化財としてどうでしょうかということで、一応諮問という形でこの委員会になげかけられておりますので、ご意見ご質問があればお願いしたいと思います。

委員 2ページから3ページに対象一括の対象が書いてある。先ほどもご説明いただいたのですが、例えば、照手姫所持の古鏡ですね。平安までさかのぼるかもしれないけど、まだいろんな方に意見を伺っているということで、年代が書いてないものがいくつかあるのですが、その辺はいかがでしょうか。例えば推定で江戸時代とか、そういうのは書かなくてもいいのですか。

事務局 そうですね、ある程度憶測できるものについては書くようにしたいと思います。

委員 どうなのでしょう。例えば不明は不明という。

事務局 平安までさかのぼるかどうかわかりませんが、中世あたりで言ったならば間違いはないと思うのですが、それは書きようの問題で、あと、どうしても関係者としては古めに考えてしまうものですから、その辺の問題もあるかと思います。

委員 小栗判官伝承関係資料一括なのですが、文化財の種類が歴史資料となっているのですが、一つ一つのものについて、どういう形でここに来たかっていうのは、よくわからないのですよね。

事務局 はい

委員 ただ伝承のために集めたというところもあるでしょうから、歴史資料というよりは民俗資料なんじゃないかなと思うのですが。伝承のため資料を歴史としてしまうと、少しそぐわないように思います。もう照手姫自体が本当に実在の人物かどうかよくわからない。あくまでも伝承なので、江戸時代になって、その伝承が全国的に有名になってという経緯があるわけで、伝承という点で民俗資料の方がいいのじゃないかなという気がします。いかがでしょうか。

委員長	<p>どう考えるか。たしかに伝承の部分が非常に多いのだろうと思いますね。それを評価するとき、本質的な民俗資料っていう概念よりも、江戸時代あたりには完全にこれらの資料は地誌等で紹介されたりしておりまして、人々の知るところになっているので、その時々々の歴史観や、文学関係への影響というか、それらでとらえたときに、一つ歴史資料としてあるのかなという気はします。民俗資料というものと、ジャンルを別けるといいように思います。</p>
事務局	<p>民俗資料ですと、無形はいわゆる歌舞音曲の類というか、そういう民俗芸能をいい、有形は石造物とか庚申供養塔を指しています。こちらを民俗資料というジャンル分けで今のところ来ています。本件についてはジャンルとしても一括で、種々雑多なものが入っていることは事実なのです。石造物から版木から絵巻から。これを個々に美術工芸資料としてはちょっと指定するのは無理だという事務局の判断です。</p> <p>一括であれば、長生院にそうした歴史性があるってことは事実で、長生院が集めたということもありますし、版木については摺って配っていたという事実もありますので、そうした歴史性はあるかなとは思いますが。括り方をどうするかはちょっとご判断いただければとは思っています。</p>
委員	<p>いいですか。例えば古銭、中国銭、お金なんていうのは、多分マニアの中で広く流通しているものの一つでもあると思うのですか。</p>
事務局	<p>この手の宋銭の類はいくらでもある、って言うところちょっと語弊ありますけど、今も二束三文で取引されています。</p>
委員	<p>では、出処はよくわからないのですよね。</p>
事務局	<p>個々の資料については、確かに集めたものに対して後から意味を付け加えるということもあろうかと思いますが、ただそういうものが出てくるということが重要だと思います。小栗関係の伝承全てをわかっているわけではありませんが、伝承の形がいくつかありまして、その中の「藤沢の形」は長生院が中心になっています。</p> <p>墓域の看板にも記載されていますが、茨城県にも小栗伝承の地があります。しかし、浮世絵に描かれている小栗判官は全て「藤沢の形」</p>

です。

委員 　　こういう伝承の地であるという浮世絵とかはありますけれども、そういうものの伝承の地であるという意味であり、なかなか、これを一つの歴史資料として、一括は難しいんじゃないかと思うのです。伝承っていうものに関わる指定っていうのは今までないのですか。

事務局 　大庭の舟地藏を、伝承という形で史跡指定しています。今回の場合は墓域の方を史跡とし、その他いろいろな資料については、一括して別に指定するという形で考えたのですが、確かに今まで歴史資料として指定したものとは少し毛色が変わっているのは事実です。しかし、一点一点指定するって感じではないことは事実ですし、それはかえって本質がバラバラになってしまうだけですので、あまり意味がないと思いますので。あくまでも一括りということが重要です。この中に浮世絵は入れていません。あくまでも長生院が持っているものだけということです。

委員 　　こういう長いスパン、たぶん19世紀に入ってからのもものがほとんどですが、19世紀から20世紀という長いスパンのもの全体を一括で歴史資料という指定の仕方はあるのでしょうか？

委員長 　例えば、国指定の例ですが、久能山東照宮の家康の関係資料が、家康が使ったとされる伝承のものも含めて一括で国指定になっています。

事務局 　今皆様にお配りしていますが、指定基準になります。例えば、今お話のあった歴史資料は、2ページの上から二つ目、括弧6の歴史資料というところで、アからイのいずれかに該当するものということで整理をさせていただいております。また、民俗資料になりますと、有形民俗文化財として、第4条のところになります。こちらの方のいずれかに該当するか、整理をしていくことになると思います。

事務局 　今までの歴史資料として指定したものには、相中留恩記略およびその関連資料というもの、これは江戸時代の地誌ですけれども。それと江の島の大絵図。その他、小笠原東陽ののぼり旗、江の島入口の鳥居の沓石。袴石、沓石、そうしたもの。それから仏像については、そ

ここに書かれている銘文に藤沢の中世の名前が書かれている常光寺の蓮華座の台座を指定してしまっていて、その上に乗っている仏像は後追いでつけられたものですので附（つけたり）にしました。

そのように、いわゆるほぼ単体で指定しており、確かにこれだけのいろいろなジャンルのもを一括で指定しようとするのは今回が初めてです。こういうジャンルでいうと、歴史資料になるかと思いますが、そうですね、確かに有形民俗文化財にするか、どちらかになるのかなと今更ながら思っているところなのですが、どちらがよろしいでしょうか。

委員

要するに一括資料とか関係資料である場合は、往々にしてこういう問題が起こってくると思うのですけど。

例えば、さっき出てきた、この中にある鏡なんかですね。あれは単体であれば、工芸品扱いですよ。そういう意味では分散されてしまうと思うので、そういうものを救う方法としては、関係資料を一括としてやるためには、言葉はよくないかもしれないけども、今後もまた増える可能性もあるってことを考えていくと、やっぱり歴史資料という言い方で、少し網を広げておいた方がいいのかなって気がしますね。

場合によっては、こういう小栗判官の資料の中で、単体で指定するって可能性も出ない訳でもないと思うんですね。例えば、一本釣りで県指定になってしまうっていう場合も出てくる可能性がありますよね。そのときには、それが鏡だとすれば、それは工芸品扱いするだろうということなので、ここでは歴史資料という言い方をしておいた方が、少しこう、言ってみればいいのじゃないかなっていう気はしますね。

歴史って守備範囲が広いので、ある意味では絵画も。歴史的な時代の中の位置づけとして、絵画資料も歴史資料っていう言い方をしないわけでもないんで、その際はそういうふうにしていけばいいのかなって気はしますけどね。

委員長

はい。私も歴史資料でいいのじゃないかなというふうに思っています。先ほど紹介しましたけれども、久能山東照宮の家康関係資料っていうのがあるんですね。それは一括なのですよ。使っていたお茶碗なども含めて、指定しているのですけど。それで、それから何がわかってくるかということなのですけれども。

歴史的に、家康はこんなものを使っていたとか、こういうものを使ったという伝承があるとか。家康像や文化性というか、そんなものをそれらによって語るができる。そんな概念で指定しているのじゃないかと思います。それも歴史資料の一つですね。

今回の小栗関係の資料は、時代とかジャンルもバラバラなのですが、そういうものが意識的に形成された歴史性に価値があると思う。あるいは形成された後に、付けたりでというものもあるかもしれませんが、そういう意味で、歴史というふうに捉えておいた方がいいのじゃないかなって気がします。

これを例えば民俗資料の方に落とし込んだときに、なんというか、現在の生活との関連性というものが強く見いだされるような考え方が民俗資料なんじゃないかなって感じがします。それとは何か若干性質が違うかなど。それで、消去法でいくと、まあ消去法は本来的ではないですけど。歴史資料の方がふさわしいかなという気はしますけどね。

委員 はい、了解しました。

委員長 委員のおっしゃることはよくわかるのです。整理ができていないな、というところがあるのだと思うのですけど。位置づけというか、小栗伝承を形成してきた品々という、その観点で価値があるのだよという、指定の理由にもそういう配慮をした記載が必要になってくるかもしれませんね。館長さんも、承知の上で推薦文を書いていらっしゃると思います。

ほかに意見等ございませんか。ございませんようでしたら、申請の通り、歴史資料としてふさわしいという答申を申し上げたいと思います。

委員 一つ注文があるのですが、これは今、関係資料がいくつか挙がっているのですが、個々別々の説明はわからないわけじゃないのだけれども、小栗判官とどこまで関わっているかということ、もう少し調べた方がいいような気がしますね。

言い切れなくても、可能性としてこういうことが伝えられているってことも、一つの歴史的な事実なので、さっき館長さんが言ったことを100%鵜呑みにしなくてもいいとは思いますが、非常に説得力のある説明されていました。

例えばさっき言った鏡なんかは、平安のものかもしれないって言ってましたよね。それから古銭についても、多分宋の中国銭ですから、宋銭だと思うのですけども、この頃は庶民の中では通貨ではないわけですよ。

輸入品としての貴重に扱われたものとしての位置づけだと思うのだけれども。それを時代は下っても、所持しているっていうこと、それを伝承してたということが貴重なことなので、そういうことを持ち得た人物ってというのは、一般の庶民は持ち得ないわけですから、それだけの力量がある人だったってということが非常に大切なことなのです。

だから、基本的にはこの資料については、江戸時代のものがかなり多いというのは、江戸時代までずっとその小栗家の関係者が持ち得たということなので、それが非常にこの人の持っている力量をクローズアップすることだと思うので、ですからそういうことも含めて、何かもうちょっと広く深くというか。指定理由については、掘り込んで欲しいなって気がしますね、これは注文ですけど。

事務局 その宋銭につきましては、そこに書いてある通り、『小栗外伝』という本の中に「持っている」ということが書いてあって、極端な言い方をしてしまえば、それに合わせる形で後からどっかから持ってきたのだろうとは思いますが。指定の文言はないと書けないものですから。一応はそういう伝承として。

委員 あんまり意味がないのだったら、僕は外した方がいいと思うのだけれども、ただ持っているってだけでは。

事務局 一応、本に出ていることに合わせてあるって感じですね。

委員 想像になるのはよくないので、それはお任せしますが、そういうことも含めて、肉付けしていった方がいいのじゃないかなと思います。

事務局 そういった意味でも一括というのが肝となっているところがあるのですが。個々の資料はそれほどでもない、ということなのですけれども。

ただ紛れもなく小栗判官伝承については、藤沢にとって非常に重要なファクターだということは間違いがないもので、それに関わるも

のを今まで市の方としても、長生院とか遊行寺が持っていることがわかっていながら、浮世絵館でも持っていながら、なんらフォローしてこなかったものですから。

来年の展示会ということもありまして、それに向けて市民の方々にもPRになるかと思ひまして。また、今日ご覧になっていただいた通り、お庭とか何かの手入れがかなり費用もかかるものですから、指定しますとある程度の補助金も出せますので、そうした道を作っておくという形です。

委員

はい。今回実物を久しぶりに拝見させていただいて、また宝物館館長のご協力の推薦文ですが、目録などいろいろと書かれていて、色々調査された結果だと思います。

また近世の部分や、お庭の様々な遺跡、やはり今回大事なことは、小栗の伝承自体がこの藤沢の長生院に伝わってきてる。そしてまた、長い間に他からもいろいろなものが長生院に集められてくる。これも一つの歴史だと思うんですね。

同時に、この小栗判官の様々な伝承っていうのは、藤沢だけではなくて当然常陸の方からも含めてですね。そしてまた関西も含めて、いろいろな点の起点になる場所がまさに藤沢のここではないか。

そういう点を考えますと、個々のものをそれぞれ、失礼な言い方になりますが、時代もまた、これは元々あったものなのか、それとも長い間に集積されたものか、それは今は区別せずに、とりあえず現時点で小栗伝承に関わるものとして伝えられてきている。蓄積されてきている。そこを今回は重視する。こういう視点で提案なさっていらっしゃると思います。

また、お寺自身も、ご住職もまた先生方も含めて、様々な形でご自分が集めたとかそういう意味ではなくて、そこへ集まってきたという。その辺のところを僕はやっぱり評価をしたいなと一つ思っています。

同時に、近世近代になってからも、まあ出発点は「鎌倉大草紙」なのですけれど。当然ながら時代的には、近世初頭の伝承っていいですか。少し世の中が落ちついてきた後、室町時代後期の一つの戦乱の中の人物模様。それらをこういうふうに物語化していった。その結果がここにあるんだらうと、こんなふうに考えますと、やっぱりこれは個々に分割することは避けるべきだらうと思います。

そしてまた、時代もいろいろなものが、本当に失礼な言い方ですが、

雑多な形で入っている。だとしたらそれをむしろ、まとまりとして、とりあえず現時点では一括しておく。僕はこの点でいいのではないかと、思っています。

もちろんお庭にあります、五輪塔、宝篋印塔、どう見ても様々に組み直しをして、時代のいろんなものを混ぜている。これはもうしょうがない。

でも、例えば「新編相模国風土記稿」なんかには、ギリギリの時代のね、形で記録されている。ですから、そういう点でこれは分離すべきものではなくて、小栗伝承ということで、一括してまとめる。

ではどういうジャンルでまとめるのか、難しいところがありますけども、先ほどいただいた名前なんかでいえば、やはり民俗文化財関係のところになるのかな。もしくは、モノとしてっていうより、伝承のモノとしての部分ですからね、個別的にはちょっと分けがたい。そんな思いがいたします。僕も整理ができてないので、すいません。

委員長 はい。私も歴史資料の概念でいいだろうって思っていますけど。史跡の部分がありますよね。これを基本としてるのです。ここは、歴史資料とは違う。

事務局 史跡の場合はもっぱら空間とかいうそういう要素になっていますので、歴史資料という形とは別に、以前の舟地蔵の時がそうだったのですが、あくまでも伝という形で史跡という扱いをするのが良いと思います。

この資料に載っている中では第6条のところですか。いろいろものが入っていますが、旧跡というものではなくて、旧跡はもう少し史実性が高いものになるかと思うのですけど。

委員 そういう意味では、あそこを史跡とするということは、あのお墓の位置は変わってない、というふうに史実としているということですね。

事務局 伝承として、あそこに。

委員 あの場所が墓域だったということで。

事務局 それは少なくとも近世の書誌類で江戸時代の中頃ぐらいまでは間違

いない。その中で左側にあった鬼鹿毛の墓とか何か多少動いているみたいですよ。

委員 全然違うところを整備して持ってきたということはないということですよ。

事務局 はい。

委員 あと一点、申請の理由がこういう書き方でいいのかな、という気がします。最初の歴史資料の方は、「近世以降、現代まで藤沢の歴史に寄与している資料を後世に伝えるとともにその内容を市民に周知するため。」とあるように、価値を認めてほしい、ということがあった上で、それを周知していくために指定が必要としています。史跡の方はですね、もっと正直に書いてあって、維持が大変だから補助してほしい、と書いてある。こういう書き方はあまり良くないのでは。指定されたあかつきには当然補助ということがあるんですけど、まず価値を認めて周知をする、というところでは、最初のものと同じような書き方、プラスいろいろと知られているものの価値を認めた上で、さらに市民にもよく知ってもらい、という言い方がいいのではないかと気がするのですけれどもどうなんでしょう。

事務局 あくまでも申請者の言葉を、こちらがちょっと意をくんで作成した文書だということなのですが、お庭の維持とかについてお話しているときにですね、史跡指定しませんか、という話を投げかけたときに、やり取りの中で「うちも大変なんだよね」ということで、史跡になるとどういうメリットがあるのか、ということに対して、市からこういう援助ができますよとご説明しています。既に、本堂で見ていただいたご本尊様と板碑の方も指定文化財となっているので、お寺さんとしてはわかっていることなのですが、金額としては微々たる額なのですが。多少の足しにさせていただくぐらい、という意味で書いたのですが、あくまでもこれは申請者側の文書ということでご理解いただければと思います。

事務局 指定の申請書自体も、のちのち残っていくものになりますので、申請者さんとお話をして、もう一方の申請書と合わせるよう、修正も

検討はさせていただきたいと思います。おっしゃる通り、やっぱり補助金欲しいから指定してほしい、というのは、正直なところだと思いますが、残していただくためには、私どもも何らかの支援をさせていただくというところはあるとは思いますが。

委員 支援を確約してしまっているのですか。

事務局 指定文化財に対して補助はありますが、まだ確約がされるものではないので、そういったところも含めてちょっと書きぶりを検討したいと思います。

委員長 今出てきているのは、あくまでも推薦文なのですよ。だから指定の理由じゃないのですよね。

事務局 そうですね、指定の理由ではないですね。

委員長 大切なのは、なぜ指定をするのかっていうときの、文言なのですよ。何が市として大事か、関連資料として何が大事なのかという。それは理由として、市の方が考えるべきことなのでしょうね。
いや、もうこれはデータとしてはいいのですが、なぜこれを市指定文化財として大事なのか、その関連資料がどうして大事なのかという。小栗伝承が伝わって今日まで続いているという、それが一つある。それからいろんな各方面への影響力ということだと思うのです。だから、一括で指定しましょう。あるいはその史跡も同じようなことですね。何かその辺の市がそこから出した理由というのは推薦文通りじゃなくていいのですけど

事務局 最終的に決定するのは教育委員会の方でありまして、本委員会で指定にふさわしいというようなお話をいただければ、教育委員会に提出の際には指定理由を明記して、教育委員会の決定を待つということになりますし、そのときの文言が公式な記録として教育委員会の文書として残ります。
あと指定書の中にある程度「これこれこういう理由でふさわしい」ということは毎回書いてきています。

委員 これおかしいよ、やっぱり。この種の理由っていうのは、むしろここ

にこう書いてある通りで、小栗判官主従、照手姫墓域がその内容が非常によくわかるものとしてこの場所が残っているので、それでその一般公開したいっていうことを前面に出すことによって、そしてその次の段階で、これはこういう形で公開しますとか、それから今言った補助金だとか云々っていうのは、それは経緯の中でのやり取りの話なので、それを理由にするっていうのはおかしい。

実はこういうことでトラブルっていうのは起こったことが結構あるのですよね。例えば県の指定だとか国の指定をするときに相談して、やりますよって言っていながらなかなか財政事情もつかなくて、それができないってことがあったときに、品物を貸してくださいって言いに行ったら、県は、国は、こういうことがあったときに、何らかの形でも援助してもらえなかったと。だから貸出さない。というようなことを言われたこともあるのですね。

それからむしろ逆に指定を解除してほしいと言ってきたこともあるのですよね。なぜですかって言ったら、何の補助金も出してくれない。だから修理したいときがあったとしてもその補助もしてくれないと。

実際には補助したのですけれども、額が少なくてあまりにもひどいっていうことがあって、ここに書きちゃうと、やり難くなっちゃうかなと思うんで、あくまでも文章にも残さない方が、僕はいいと思うんです。むしろ理由は、この推薦文にあるような、こういうことを理由に書いた方がいい。わかっていると思うのだけど。

事務局 これは指定の理由ではなくて申請の理由なのですよ。これは一切表に出ないです。教育委員会では。

委員 向こうがこういうことを言ってきましたよ、という意味ですか。

事務局 それに対し本委員会でご承認をいただいた上で教育委員会にかけるということですので、これは申請理由であって、指定理由には全然なりません。

委員 申請理由ね。

事務局 申請者のあくまでも目論見というか、心積もりというか、こちらの方から申請しませんかという投げかけにたいして、お話し合い中で

こういうことを若干書いておきます、というだけの話なので。

委員 わかったけども。そういう話だとしても、この文章ってこういうことを残すっていうのは、僕は何かちょっと問題あるかなって気がする。こういう話の中で、そういうふうに言ってきてますよ、っていうのはわかるのだけども、配布文書の中でこういう形で出されてくるのはどうなのか、という気がします。私も事務屋さんじゃないからわからないのだけれども。

事務局 そのあたりもう少し事務方で見直しをさせていただくかもしれませんので預からせていただきたいと思います。ただこの指定の申請自体は、私どもの方では、もう受けましたよということで、申請の理由のところだけ、改めて次回以降の本委員会でご報告させていただければと思っております。教育委員会の方には、協議会、定例会と図っていくにあたりまして、主旨としては、保護委員会では、指定してよろしいのじゃないか、とおっしゃっていただいたという形で対応させていただきたいと思います。

委員長 はい、よろしゅうございますか。小栗判官関連の2件ですが、伝承一括と史跡という二つの案件です。歴史資料として、史跡としてふさわしいだろうということで答申したいと思います。いろいろ、意見がございましたので、その辺を留意の上、教育委員会の方には、だから大事なんだという一文を明記してほしいと思います。はい、ありがとうございました。意見がなければ、次に移らせていただきたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

事務局 では続きまして、報告事項、社会関係事務、社会教育関係事務の市長部局への移管ということでご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、前回こういった議論を始めたということで頭出しをさせていただき、その中で、どういったメリットがあるのか、あとは、文化財の保護という軸足の部分のところをまずは大事にしなければいけない、こういったご意見をいただいております。この間、私どもだけではなくてスポーツ、文化芸術、図書館、公民館についても、同様に様々それぞれの関係機関からのご意見をいただきながら検討をしてきました。私どもは、このことにより何が変わり、市民の皆様にとどのような良いことが生まれるのか。また、懸念さ

れる部分はクリアできるのか、整理をしてきました。

例えばスポーツ部門では、健康や保健の部門と連携を図ることによってより効果的な政策を生み出すことができる、文化芸術部門では、市民会館の建て替えを目指しているところ、子ども青少年部門や、まちづくりの部分と連携を図り、市民の皆さんが求める姿をつくるうえでメリットを生かしていきたいと考えているところです。

文化財の観点では、これまで連携を図ることがなかなか難しかった観光やまちづくりの分野でのスムーズな連携をはかり、施策の展開を期待できるというメリットがある、というお話をさせていただいています。逆にデメリットとしては、先行している自治体に伺ったところ、教育委員会から離れると、学校教育との意思疎通がやりにくくなるようなこともあるというようなお話もいただきましたので、こういった点は留意をしていかなければいけないのかな、と捉えています。

委員の皆様には、せっかくの機会ですので、ほかの部門とは違う、文化財の分野に関して、率直なお話をさせていただけたらと思います。

まず、文化財保護の観点で、教育委員会から市長部局に移ることで懸念される点が、保護よりも活用に重点を置かれてしまうのではないかと、というところだと思います。

ただこれは、どこの部局にあるかという問題ではなく、文化財保護法や県、市の条例を根拠として、これまで通りの姿勢を変えないという明確な意思表示をすることが重要なのではないかと捉えております。ただその守ることに重きを置いてしまうことによって失われていくということがあったのも事実で、一定バランス感覚は必要だとも思っております。

残していきたい、伝えていきたい、という思いを、伝えたい相手に届くよう、様々なところと連携を図る。保護という軸足はぶれずに、活用についても一定のルールのもと、バランスを取りながらやっていくことが必要なのかなと思っております。

また、事務移管ということは、最終決定のトップが変わることではありますが、教育委員会ともきちんと連携を図り、その学校教育とも密接な関係が続ける仕組みも作っていきたいと考えております。

文化財関係の事務は、法や条例で守られており、さらに保護委員会が文化財保護という重責をこれまで担っていただいておりますが、これは今後も変わりはありませんが、藤沢市には、文化財をどう守り、どう活かしていくかということについて、きっちりとした計

画や方向性を示すものが無いと感じておりました。

平成 31 年度に文化財保護法が改正され、市町村が策定する「文化財保存活用地域計画」に法的な裏付けができました。藤沢市においても、文化財保護や活用に関する方向性を示すものとして、文化財保存活用地域計画を策定すべく、現在、来年度以降の予算要求をしています。この計画ができれば、大きな政策は保護委員会の皆さまから意見をいただきながら決めることができるようになりますし、方向性が決まった後は、確固たる指針として安定して取り組むことができるようになると考えております。戻りますと、移管に伴うデメリットをクリアしながら、色々なメリットを考えますと市長部局への移管をしていくのがやはり良いのではないかと考えておりました、そのためにも、文化財保護行政を守るための計画作りにも取り組んでいきたいと考えています。今回改めて皆様にご意見を頂戴できたらなと考えているところでございます。説明は以上です。

委員長

はい。ありがとうございます。社会教育に関する事務が市町部局へ移管をするという件ですけれども、それに対して何かご意見はございますか。現時点では、決定したわけではないのだろうと思いますが、何かご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

委員

いいですか。私は 5 年前に学校を退職してから教育委員会の学校教育指導課に 5 年在籍しておりました、その間定例の教育委員会の中身であるとか、それから教育委員の先生たちとの懇談であるとか、いろいろと様子を伺っておりました。

現在の学校教育については、もう正直な話、文化財どころじゃないよってというような、てんやわんやの状況ですよ。一番はとにかく教員がいないというのが今最大の問題で、だからというわけじゃないですけど、僕は、社会教育は教育委員会にあるべきだと思っています。それは教育長が、やはりこういうことに関して、きちんと文化財保護行政も含めた社会教育が、学校教育にとっても非常に大切なことであるということをおかした人でいてくれないと、まずは困るなっていうことを感じます。

具体的には言うのは難しいのですが、教育委員会に長いこと感じて感じるのと、それから自分が若い頃学校の教員として学んだことの共通点として何が大事かといったら、研究することなのです。教員には研究という教育公務員特例法に定められた大切な仕事があ

って、そのためにこういう文化財のことって、ものすごく価値があることだと思っています。

実は私は今年から観光ボランティアである江の島藤沢ガイドクラブに入ったのですが、夏休みに入った最初の日に、小学校の教育研究会の社会科部会が藤沢宿を勉強したいということで、役所を通してガイドクラブに依頼がきたので、ガイドをするという研修が21日にありました。

先生たちのガイドっていうのを、僕はやらなかったのですが、何人かの私の先輩のガイドたちがやったのですよ。素晴らしい方たちがガイドクラブにはいて、みなさん、もう論文を書く学者さんたちです。そういう人たちによって、本当に生の勉強を先生たちにしてもらってよかったなって思うのですが、そんな関係がやっぱり教育と文化財にあると思うのです。

ですから、社会教育事業を市長部局にすることで、確かにお金をつけるのには良いことなのかもしれないなとは思いますが、しかし、私は教育委員会に置いてもらいたいと思います。

委員長 ありがとうございます。どうですか他に。委員の方々、ご意見がございましたか。

委員 何度も繰り返していますが、市長部局に移ると軸足はぶれないようにというふうにおっしゃいますが、どうしても活用のほうに皆さんの周りの目も向いて、それに対抗することが大変難しくなるだろうと思います。

ですから、マスタープランをつくるということは大変良いことで、しっかり作っていただいて、それを根拠に文化財を守っていく。指定についても、活用が見込めるものから指定が優先されるということがないように是非していただければと思います。

委員長 ありがとうございます。いかがでございましょうかほかに。こうあるべきだろうとか、どうでしょうかね。

委員 一つだけ印象なのですが、社会教育関係を市長部局へ移すと、それはそれではつきり言えば派手なことができます。お金もつきます。しかし、その事業がどのような形で、評価されるかということになるとまたそれは別になると思います。

例えば横須賀市では市長部局で約25年ぐらい市史編さんの仕事をやりました。それはそれで大変いい成果になったわけですけども、その後の市長部局に入った、その結果はどうなったのか。またそのときに集められたいろいろな資料、文化財、それはもう教育委員会に戻るものと、また図書館の方に分散されたり、その他公民館に渡されたりとか、いろいろな形で分散した思いがございます。

ですから、市の方向性であればそれはしょうがないかもしれません。でも本来文化財事業というのは、やはり基本的には教育の分野だと思えます。だからこそ長い間伝えていき、かつ、これを守るそして最終的にはそこで人間ですから、そのものを享受する。これも大事なことだと思えます。

そういう点を考えると、僕は単純に、市長部局への移管ってということが、果たしていいのかどうか。その辺は僕の経験では、ちょっと厳しい状態になるだろうなど。それは思います。先ほど、先生が言われましたけども、上に立つ人の考え方でだいぶ変わっていきます。その辺も注意をしていかないとちょっと厳しいかなって思う思いはいたします。

やっぱり、教育に教育委員会、そしてそこにいる教育長というのが最終的に政策的な面では、責任をとるべきであって市長が責任取るということは管理職のトップとしてはしょうがないですね。ですけど、市長に文化の、教育の責任を取るなんていうのは、本来やっぱりおかしいと思えます。教育長が取るべきものだから。以上です。

委員

事務局に説明していただいたのですが、やっぱりどうしてもわかりにくいのは、メリットデメリットという話をしているのですが、そのメリットがわからないですね、どうしても。

デメリットについては、私達自身も経験してきていることですから、デメリットを挙げればいくつもあるわけです。それ比重としては、デメリットの方が多いので、今皆さんがお話しされているように、何も昔のことにそのまま固執するということがなくて、むしろこれからやらなきゃいけないことができてないっていうことであって、何を強化しなきゃいけないかということ。

気をつけなきゃいけないのは、こういったものが発展的な形で議論をされるのならいいのだけでも、気をつけないと、いわゆる統廃合ということが第一にあって、そして教育委員会にある文化財というものが、軽視されているんじゃないかという気がしてならないので

すね。

それじゃなくても今ひとつが足りないっていうのは、現場の人たちはつくづく感じていると思うのですが、軽視されていることは、それほど仕事として、そういう意味ではメリットがないっていうふうに、どうも勘違いしている節があって、そうすると、人員削減に繋がっていくというケースもあるのですね。そうすると、何とかしてやらなきゃいけないことも、だったらそれやらなくてもいいという、そういう方針を出されてしまうと思う。

もう保護の問題でもないし、だから活用って言っているけれども、スタッフがなければ活用なんかできるわけないのですよね。保護活動をしっかりやらなければ、活用まで及んでいかないっていうのは、当たり前なことなのですけども。

だからこの場で言っていることは、皆さんももっともだと思っているから何ともないのだけれども、私達はその現場にいないから意見が言えないし、皆さんも言っているのでしょうけれどもなかなか形にならないっていう。きちんと話をするのであれば、先生がおっしゃったように、もう根本の一から話をしなければ、どうもわかってもらえそうにない。

私が改めて言うことではないのだけれども、教育って、まず幼稚園から教育が始まるとすれば、幼稚園に行ってそれから小学校に行って、学校教育ですよ。学校教育で基礎的なものを学んで覚える。その中で、興味を持った人、さらには何か自分がやりたいと思った人が、これを今度は生涯学習という形でもって、大学の一つの生涯学習の先駆けみたいなどころがあるのですけども、そういう形でやっていく。

将来に向かってそれを発展させていくっていうような、そういう一つの順序だった考え方を持つことが大切で、これを簡単に統廃合の形で崩されてしまうと、どんどん縮小されて、最後には文化財保護委員会そのものがなくなっちゃうのじゃないかって思います。

グループで文化財に関するのを審議するのではなく、個別に、個別にですよ、問題があれば個別に先生方の意見を伺う。それで終わってしまう。そういう危険性が多分にあると思うのですね。こういう意見を、どこで、具体的にどうやって話をしているのかわからないのだけれども、何かそういう危険性が非常にあるなって気がしますね。

ですから、5年先なのか10年先なのかわからないけれども、私達の

立場からしてみれば、この委員会が無くなっちゃうじゃないかと思
います。それはなぜ私がそう思うかという、私は博物館出身だか
らよくわかるのだけども、博物館は設立するときに必ず博物館の協
議会っていうものを、博物館の設置条例で設置するのですね。でも
これは絶対に作らなきゃいけないわけじゃないのです。設置が望ま
しいという形なのです。

だけど望ましいっていうのは、文化庁や文部省がそういうものを作
っているから、これは無いと何故おたくは協議会を設けないんです
か、ってチェックされるわけですね。上からチェックされるから嫌
だなと思っても作らざるを得ない。

今はそうじゃないのですね。最近はどんどん解散しています。どん
どん解散しており、博物館、美術館の協議会はほとんど解散ですよ。
それでどういう形にするかっていうと、大きな枠を作っておいて、
学校教育もあり、何々もあり、何々もありというそういう人たちに
数人集めて終わってしまう。その人たちが、例えば民俗の博物館、考
古の博物館をやっている人が美術館のことははっきり言ってわからな
い。そういうことが多すぎます。でもそういう人たちを集めて、全部
十把一絡げで、やっていますよ、という形を作って終わらせている。
そういうふう方向にどんどん行ってしまうのではないか、だからこ
ういう私が居る文化財の委員会なんかも、別の形を作って、実質的
な骨抜きになってしまう。もう面倒くさいこと言うかやめちゃえっ
ていう形になる恐れがあるので、そういう危惧は非常に強いという
気がしますよね。

ただ、悲しいかな私達はここでしか意見を言えないので、こうや
って言ってますけども、本来ならしかるべき場でこういう発言をする
機会があるといいかなと思ってます。

委員長 はい、ありがとうございます。

委員 そうですね、今、先生がおっしゃったところは重要だと思っていま
す。ある自治体では、市民のアンケートをとったら、ほとんど博物館
に行ったこともない、利用率が低い。その結果博物館は廃止となり、
資料は市長部局に移った文化財部門で、データを公開すればいいで
しょうという方向になりました。数字だけで判断される。
また、儲からない。廃止の方向に議論が進んだ時に、どうしたら踏み
止まれるのか、ということの問題は重大です。博物館をもっと早く

何とかした方が良かったんじゃないかと思う面もあります。だから、そこは非常に難しく、活性化させるためには大ナタを振るうっていうことも必要だけれども、その後の責任がどういうふうに取りれるのかっていうことまで一緒になって構想されていないとまずいです。いつの間にか終わってしまって、円周率3を進めた人は学力低下問題の責任を取らずに評論家をやっていたりするとかっていう、ああいうことではやはり困ります。

ただ博物館が教育委員会に常にいるべきなのかどうかということになると、教育委員会の膠着状態っていうのは確かにあると思います。だからその辺のところはやはり大ナタを振るうことはあり得るとは思いますが、組織を変える前に、先ほど学校教育と社会教育の関連は本当に離していいのかどうかということ、もう一度考えてみるってことが先決だと思います。

博物館施設についても、全部自立するっていうのはなかなか難しく、それをテーマパークと比べられたら、全く根本的に違うので、その辺が同じに見えちゃうような指標で評価されてしまう状況では怖いです。

やはり文化行政・文化財行政の見え方が広くなると薄くなるということもあるし、可能性みたいなこともある。だけど課題もある。まず、市民に親しまれることと文化財への理解を深めてもらうことの両立を、なんとか工夫試行を重ねてから、それが駄目だったら組織を変えるとかいうことも必要と思いました。

あまりその辺のところは確たることは言えませんが。問題は双方にあり、大体市長部局に出してしまうと、成果主義というところでどうしても行きついてしまうことが懸念されます。確かにそういうのは見えています。そこは慎重にしてほしいと思います。

委員長

ありがとうございます。いろいろと意見がありました。ご意見はお聞きの通りだろうと思いますけど一番大事なことは何だろうということ考えると、文化財行政それから市長部局の行政のあり方、一緒にやらなきゃいけないっていうのはわかるのですが、何が一番大事なのかということを考えてほしい。またキーワードとしては、観光対教育とかね、表裏の関係になるのですが、文化財の方から、何に貢献できるかといったときの評価ですよ。社会の評価ですよ。

ちょっと昨今の例によると、やっぱり観光にぶれている。市全体が

ですね。これは国の政策でもあるのでしようけど、観光優先、観光立国という流れ、でもそういう動きの中で、文化財なんかも捉えられてきて博物館なんてもう観光施設だっていう話ですから。そういう方向なのですよ。

もちろん公共施設であるから、教育をしなきゃいけないっていう話としてはあるのだろうけれども。究極の問題として、何が大事なのかっていうことを、もう一度考えるチャンスにさせていただければなというふうに感じます。それぞれの委員のご意見でございます。

まあ市の中でもいろいろと検討されていることと思います。メリットデメリットも把握されているんだろうと思います。ですから最終的には思想の問題なのだろうと。そのぐらいにしておきましょうか。いろいろとまだあると思いますけれども。

お時間も迫ってまいりましたので、その意見を申し上げたということで、そういう場を設けていただきましたので、いろいろと申し上げた次第です。よろしいでしょうか？

事務局 はい。ご意見を様々いただいたということを踏まえて、社会教育委員会議からまたそれぞれの分野の審議会での御意見について、ご説明をする場というのが今後出てくる予定ではございますので、今いただいたような話につきましても、きちんとお伝えさせていただきたいというふうには考えております。

委員長 それでは議題（3）その他が残っていますけれども、これについては事務局いかがでしょうか。

事務局 その他については事務局からは特にありません。委員さんの方で何かございましたら。

委員長 ということでございます。議題としては以上です。そこで進行は、事務局の方にお返ししたいと思います。